

新しいコロナウイルスの病気の影響で仕事や生活の状況が変わってしま
い、困っている人を助ける仕組みを紹介します。

[生活を助ける]

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料

- 新しいコロナウイルスの病気の影響で収入が少なくなった人は、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料を払うことを遅くしたり、払うお金を安くできる場合があります。
- 申込み方：住んでいる町の役所に相談してください。

(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf#page=11>

国民年金保険料

- 新しいコロナウイルスの病気の影響で収入が少なくなった人は、国民年金保険料を払わなくていいです。
- 申込み方：住んでいる町の役所に相談してください。

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11308.html

電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料

- 国は、電気・ガス・電話・水道の会社やNHK（テレビ局）にお金をもらうのを待つなどして、困っている人を助けるようにお願いしています。
- 申込み方：お金を払っている会社に相談してください。

電気・ガス（資源エネルギー庁ホームページ）

<https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/>

電話（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/ict.html#telephone

水道（出入国在留管理庁ホームページ）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001320132.pdf>

NHK受信料（NHKホームページ）

【日本語】 https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/corona_jushinryo.html

【英語】 <https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/multilingual/english/index.html>

住居確保給付金の対象範囲の拡大

- 新しいコロナウイルスの病気の影響で困っている人は、しばらくの間、家賃をもらうことができます。
- もらうことができる人：
 - ・ 2年以内に、仕事をやめて、収入が減った人
 - ・ 仕事をやめて、収入が減った人と同じ様子の人
- もらうことができるお金は、
(東京都特別区の人とき)
1人の世帯：53,700円、2人の世帯：64,000円、3人の世帯：69,800円
です。
- もらうことができる期間は、3か月間です。
※ 仕事を探すことをまじめにしている人は、さらに3か月長くすることができます。(9か月まで長くすることができます。)
- 申込み方：住んでいる市町村の自立相談支援機関に相談してください。
コールセンター：0120-23-5572 (平日のみ午前9時から午後5時まで)

(厚生労働省ホームページ)

【日本語】 <https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/index.html>

【英語】 <https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/en/index.html>

公営住宅等の入居者等への対応

【公営住宅】

- 国は、公営住宅を貸している町に
 - ・ 公営住宅の家賃が払えなくなって困っている人に対して、家賃の支払いを遅くしたり、家賃を安くしたりすること
 - ・ 新しく公営住宅を借りたい人が、簡単に公営住宅を借りることができるようにすることなどをお願いしています。
- 問合せ先：詳しいことは、住んでいる町の役所に相談してください。

【UR賃貸住宅】

- 家賃が払えずに困っている人を助ける仕組みを教えてください。また、家賃を払う回数を多くして少しずつ払う仕組み（分割支払い）を使うことなどを相談することができます。
- 問合せ先：詳しいことは、住んでいる町のUR都市機構のお店（住まいセンターなど）に相談してください。

(UR都市機構ホームページ)

<https://www.ur-net.go.jp/emg/saigai/2020corona.html>

生活保護

- 最低レベルの生活を保障することと自分で生活ができるように助ける制度です。今の収入に応じて、生活するお金や、上限はありますが、家を借りるためのお金などをもらうことができます。
- 生活保護を受けることができる在留資格：
永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、特別永住者、難民認定された人など
- 生活保護を受けることができる人：
すぐ使うことができる資産がないか、仕事ができないなど、生活するお金が足りない人
- 生活保護を受けているあいだ、ケースワーカーが1年に数回、あなたの家に行きます。ケースワーカーの話聞いてください。
- 申込み方：住んでいる街の福祉事務所に相談してください。

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuho/index.html

高等教育修学支援

- 学校に払うお金（授業料など）に困った学生を助けます。
授業料が安くなったり、奨学金をもらったり、借りたりすることができます。
 - もらったり、借りたりすることができる人：
学校に払うお金に困っている人で、
 - ・在留資格が「特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の人
 - ・「定住者」の人でずっと日本に住みたいと思っている人
- ※これ以外の在留資格の留学生には、奨学金制度を通じて生活を助ける仕組みがあります。
- 申込み方：奨学金相談センターや学校に相談してください。

（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

かいしゃ たす
【会社を助ける】

こくぜい ちほうぜい
国税・地方税

- 仕事で稼ぐお金が少なくなってしまったときなどは、払う税金を1年間待ちます。
- すぐに払わなくてもいい人は、例えば次の3つすべてに当てはまる人などです（申し込みが必要です）。
 - ・すぐに税金を払いたいが、払ってしまうと仕事や生活を続けることが難しい
 - ・他に税金を滞納していない
 - ・支払期限から6か月以内（国税の場合）に申し込むこと（※地方税については都道府県、市町村の窓口にお問い合わせください。）
- 問合せ先
 - ・国の税金は、住んでいる町の税務署の窓口へ
 - ・都道府県の税金は、住んでいる都道府県の窓口へ
 - ・市町村の税金は、住んでいる市町村の窓口へ

こくぜい こくぜいちょう
国税（国税庁ホームページ）

【日本語】 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

【英語】 https://www.nta.go.jp/english/tax_payment/01.htm

ちほうぜい そうむしょう
地方税（総務省ホームページ）

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

かいしゃ はたら ひと たす
[会社や働く人を助ける]

こようちょうせいじょせいきん
雇用調整助成金

- しごと やす 仕事を休みにしたとき、かいしゃ はたら ひと はら かね いちぶ くに か 国が働いている人に払うお金の一部を、国が代わりに払っています。
- くに はら かね きんがく ふ 国が払うお金の金額を増やします。かいしゃ しごと やす 会社が仕事を休みにしたとき、働いているひと はら かね にち ひとり おお さいだい えん くに はら 1日に1人あたり多くて最大8,355円まで国が払います。ちい かいしゃ はたら ひと 小さい会社が働く人をやめさせていない場合は、働いているひと しはら かに くに ぜんぶはら お金は国が全部払います。
- アルバイトなど、かいしゃ こようほけん はい 会社の雇用保険に入っていないひと やす 人を休みなどにしたときも払います。
- もらうことができるひと あたら 新型コロナウイルスのびょうき えいきょう 影響で、しごと へ 仕事が減ったかいしゃ 会社
- といあわ さき とどうふけんろうどうきょく 問合せ先：都道府県労働局またはハローワークへ
コールセンター：0120-60-3999 (まいにちごぜん じ ごご じ 毎日午前9時から午後9時まで)

こうせいろうどうしょう
(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

[新しくなりました]

- もらうことができる人：次のどちらにも当てはまる人です。
 - ・ 新しい新型コロナウイルスの病気の影響で、会社に言われて仕事が休みになった小さな会社で働いている人。また、大きい会社で働いている人のうち、アルバイトなどのシフト制などで働いている人。
 - ・ 仕事が休みの間に、会社からお金をもらうことができなかった人
- もらうことができるお金：令和4年12月から令和5年3月までの仕事の休みについて、仕事が休みになる前にもらっていたお金の60%がもらえます。
 - ※1日で多くて8,355円です。どれくらいの間休みだったかで、もらうことができる金額が変わります。
 - ※申請期限があります。
- ※雇用保険＜会社をやめたあと仕事が見つからない人や、育児休業、介護休業をしている人を助ける制度＞に入っていない人ももらうことができます。
- ※新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、本年度末をもって終了する予定です。申請期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください。詳しいことは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

コールセンター：0120-221-276

(月曜日から金曜日まで：午前8時30分から午後8時まで)
(土曜日、日曜日、祝日：午前8時30分から午後5時15分まで)

(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

- 新しいコロナウイルスの病気の影響で、小学校などが休みになり、1人でビジネスをしている人が、仕事ができなくなったときにもらうお金です。
- もらうことができる人：次の①か②の子どもの世話をする保護者<=お父さんやお母さんなど、子どもの世話をしている人>
 - ① 新しいコロナウイルスの病気の影響で、通っている小学校などが休みになった子ども
 - ② 新しいコロナウイルスの病気になって、小学校などを休む子ども
- もらうことができるお金：仕事をするのができなかった日について、
 - ・2022年12月から2023年3月は1日に4,177円
- 対象期間：2022年12月1日から2023年3月31日までの期間分

詳しいことはコールセンターへ電話してください。

コールセンター：0120-876-187（毎日午前9時から午後9時まで）

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

雇用保険の求職者給付

- 仕事がなくなった人の生活、新しい仕事ができるようにすることを助ける制度です。
- もらうことができる人：雇用保険に入っている人で、お金をもらうことができるときの決まりに当てはまる人

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/index_00003.html

技能実習生などが、今の会社で仕事ができなくなったとき

- 在留資格を働くことができる別の資格（「特定活動（就労可）」と言います。）に変えて、別の会社で働けるようにします。自分の国に帰ることが難しい間は、同じ資格で日本にいたることができます。
- 働くことができる人：新しいコロナウイルスの病気の影響で実習ができなくなった技能実習生や、技能実習が終わった後も、自分の国に帰ることが難しい今まで技能実習生だった人など

※最近、外国人の人たちも日本へ新しく入ることができるようになり、日本から自分の国に帰る人の数も増えてきています。そのため、2022年5月31日から、新しいコロナウイルスの病気の影響で日本にいる人が、自分の国に帰る準備をするため、新しい決まりになりました。詳しいことは、出入国在留管理庁のホームページを見てください。

(出入国在留管理庁ホームページ)

https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155.html

[入管の特別なルール]

再入国許可による出国中に再入国許可の有効期間の満了日が経過した永住者への対応

- もともと「永住者」の人で、日本に帰ることができなかった人は、「定住者」の査証（ビザ visa）をもらって、日本に來れば、空港で、「永住者」の在留資格がもらえます。
 - ・再入国許可の期限＜＝使うことができる最後の日＞が、2020年1月1日から2023年4月30日までの人は特別なルールを受けられます。
 - ・査証（ビザ visa）は、大使館や領事館で、もらいます。2023年4月30日までに、書類を出してください。
- 大使館や領事館で査証（ビザ visa）をもらうために書類を出すときに、永住者

だったと言ってください。

そうすれば、「定住者」の査証（ビザ visa）がもらえます。

（出入国在留管理庁ホームページ）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005855.pdf>

（外務省ホームページ）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/>

自分の国に帰ることが難しいとき

- 新しいコロナウイルスの病気の影響で、自分の国に帰ることが難しい人などは、そのまま日本にいたり、仕事を続けることができるようにしたりしています。
- 新しいコロナウイルスの病気の影響で、国に帰ることができず、日本で生活するお金がなくて困っている人は、アルバイトができるようにします。

※最近、外国人の人たちも日本へ新しく入ることができるようになり、日本から自分の国に帰る人の数も増えてきています。そのため、2022年5月31日から、新しいコロナウイルスの病気の影響で日本にいる人が、自分の国に帰る準備をするため、新しい決まりになりました。詳しいことは、出入国在留管理庁のホームページを見てください。

（出入国在留管理庁ホームページ）

https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155.html